

日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定第十三条の規定に基づく日本国政府とインド共和国政府との間の実施取極

目次

前文

第一章 総則

第一条 定義

第二章 税関手続

第二条 相互支援及び協力

第三条 情報通信技術

第四条 危険度に応じた管理手法

第五条 不正取引の取締り

第六条 知的財産権

第七条 情報の交換

第八条 情報の要請に関する手続

第九条 税関に関するデータの交換

第十条 文書の閲覧

第十一条 監視

第十二条 質問への立会い

第十三条 税関手続に関する小委員会

第三章 ビジネス環境の整備

第十四条 ビジネス環境の整備に関する小委員会

第十五条 協議グループ

第十六条 連絡事務所

第四章 協力

- 第十七条 協力の範囲及び形態
- 第十八条 環境
- 第十九条 貿易及び投資の促進
- 第二十条 公共基盤
- 第二十一条 情報通信技術
- 第二十二条 科学技術
- 第二十三条 エネルギー
- 第二十四条 観光
- 第二十五条 繊維
- 第二十六条 中小企業
- 第二十七条 保健
- 第二十八条 娯楽及び情報
- 第二十九条 冶金

第五章 最終規定

第三十条 実施

第三十一条 目次及び見出し

第三十二条 改正

第三十三条 効力発生

第三十四条 紛争解決

前文

日本国政府及びインド共和国政府は、

日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定（以下「基本協定」という。）第十三条の規定に従って、

次のとおり協定した。

第一章 総則

第一条 定義

この取極の適用上、

(a) 「両締約国」とは、日本国及びインド共和国（以下「インド」という。）をいい、「締約国」とは、日本国又はインドをいう。

(b) 「両締約国政府」とは、日本国政府及びインド政府をいい、「締約国政府」とは、日本国政府又はインド政府をいう。

第二章 税関手続

第二条 相互支援及び協力

1 両締約国政府は、要請に応じ又は自己の発意により、関税法令の適正な適用の確保並びに関税法令の違反及びその未遂（以下この章において「関税法令違反」という。）の防止、調査及び抑止のために必要な情報を、それぞれの税関当局を通じて相互に提供する。この目的のため、両締約国政府の税関当局（以下この章において「両税関当局」という。）は、要請に応じ、特に、物品の輸送及び船積みに関する情報であつて、当該物品の価額、処分及び仕向地を示すものを相互に提供する。

2 両税関当局は、必要な場合にはそれぞれの締約国政府の他の国内当局と協力して、関税法令違反の取締りに関して、協力し、及び情報を交換する。

3 両締約国政府は、必要かつ適当な場合には、それぞれの税関当局を通じて、新たな税関手続の研究、開発及び試験、取締りのための新たな装置及び技術の研究、開発及び試験、税関職員の訓練活動並びに税関当局間の人的交流の分野において協力する。

4 (a) 要請を受けた税関当局（以下この章において「被要請当局」という。）は、要請を行った税関当局（以下この章において「要請当局」という。）に対して次の情報を提供する。

- (i) 要請当局の国の関税領域に輸入された物品が、被要請当局の国の関税領域から適法に輸出されたかどうか。
 - (ii) 要請当局の国の関税領域から輸出された物品が、被要請当局の国の関税領域に適法に輸入されたかどうか。
- (b) (a)の規定に従って提供される情報には、要請に応じて、当該物品の通関の際に用いられた税関手続が含まれる。

第三条 情報通信技術

- 1 両税関当局は、その税関手続における情報通信技術の利用を促進するために協同の努力を払う。
- 2 両税関当局は、税関手続を改善するため、情報通信技術の利用に関する情報（最良の慣行を含む。）を交換する。

第四条 危険度に応じた管理手法

- 1 両締約国間で取引される物品の通関を容易にするため、両税関当局は、危険度に応じた管理手法を採用し、及び維持する。

2 両締約国政府は、危険度に応じた管理手法の使用及び危険度に応じた管理手法に関する技術の向上を促進するよう努める。

3 両税関当局は、危険度に応じた管理手法に関する技術その他の取締りのための技術に関して、情報（最良の慣行を含む。）を交換する。

第五条 不正取引の取締り

1 両税関当局は、必要な場合にはそれぞれの締約国政府の他の国内当局と協力して、税関官署での通関における不正な薬物その他の禁制品の取引の取締りに関して、協力し、及び情報を交換する。

2 両締約国政府は、税関官署での通関における不正な薬物その他の禁制品の取引の防止のため、関税協力理事会の下での地域的な協力を促進するよう努める。

第六条 知的財産権

両税関当局は、それぞれの締約国の法令及び自己の権限の範囲内で、知的財産権を侵害する疑いのある物品の取引の取締りに関して、協力し、及び情報を交換する。

第七条 情報の交換

1 この章の規定に基づき一方の締約国政府の税関当局が他方の締約国政府の税関当局に提供する情報については、他方の締約国の関税法令に基づく当該他方の締約国政府の税関当局の職務の遂行のためにのみ使用する。ただし、当該一方の締約国政府の税関当局が当該他方の締約国政府の他の国内当局による使用を明示的に書面で承認した場合は、この限りでない。

2 1の規定にかかわらず、情報を提供する税関当局が別段の通知をする場合を除くほか、この章の規定に従って情報を入手した税関当局は、当該情報を自己が属する締約国の関連法執行機関に提供することができる。当該関連法執行機関は、3から6までに定める条件の下で当該情報を使用することができる。

3 この章の規定に基づいて提供される情報については、提供を受ける締約国政府は、裁判所又は裁判官が行う刑事手続において使用してはならない。

4 この章の規定に基づき一方の締約国政府から他方の締約国政府に提供される情報を刑事手続において裁判所又は裁判官に提示することが必要とされる場合には、当該他方の締約国政府は、当該情報に対する要請を外交上の経路又は当該一方の締約国政府が属する国の法令に従って定められたその他の経路を通じて当該一方の締約国政府に提出する。当該一方の締約国政府は、当該他方の締約国政府が示す合理的な期限

内に迅速かつ好意的に回答を行うよう最善の努力を払う。

5 一方の締約国政府は、この章の規定に基づいて他方の締約国政府が秘密のものとして提供するあらゆる情報の秘密性を保持し、かつ、他方の締約国の法令に基づく保護と少なくとも同程度の保護を与える。ただし、当該他方の締約国政府が当該情報の開示に同意する場合は、この限りでない。

6 5の規定の適用を妨げることなく、要請当局及び1に規定する他の国内当局において情報を受領する者は、当該要請当局及び当該他の国内当局の職員に限られるものとし、当該情報は、当該職員以外のいかなる者にも開示されない。

7 この章の規定に従って税関当局が入手した情報は、関税法令違反に関する行政手続において、1の規定に従うことを条件として使用することができる。

8 一方の締約国政府は、秘密性の保持又は情報の使用目的の制限に関し、自己が要請する保証を他方の締約国政府から得ることができない場合には、当該他方の締約国政府に提供する情報を限定することができる。

9 情報を要請する一方の締約国政府は、同様の要請が他方の締約国政府により行われたならば応ずること

ができない場合には、自己の要請においてその事実について注意を喚起する。当該要請に応ずるか否かについては、当該他方の締約国政府の裁量に委ねられる。

10 この章の他の規定にかかわらず、一方の締約国政府は、他方の締約国政府への情報の提供が自国の法令によつて禁止されている場合には、当該提供を行うことを要しない。

第八条 情報の要請に関する手続

1 第二条1の規定に基づく情報の要請は、次のとおり行われる。

(a) 英語による書面にて行われる。緊急な事情によりやむを得ない場合には、他の形式による要請（口頭による要請を含む。）であっても承認され得る。ただし、そのような要請は、速やかに書面にて確認される。

(b) 次の事項を明示する。

- (i) 当該要請を行う締約国政府の税関当局
- (ii) 当該要請に関連する手続の種類
- (iii) 当該要請の目的及び理由

- (iv) 当該要請に係る者の名前及び住所（ただし、判明している場合に限る。）
 - (v) 検討されている事案の簡単な説明及び関連する法的要素
- 2 要請した情報の提供が実施されない場合には、要請を行った締約国政府の税関当局は、速やかにその旨を通知されるものとし、また、当該要請について拒否又は実施の延期の理由を記した書面を受領する。
 - 3 両締約国政府が別段の合意をする場合を除くほか、第二条1の規定に基づいて提供される情報は、それぞれの税関当局が指定する職員の間で直接伝達される。
 - 4 この条の規定の実施のための実際的な取決めは、税関手続に関する小委員会が決定する。

第九条 税関に関するデータの交換

- 1 両税関当局は、一方の締約国から他方の締約国に輸出される製品の通関及びその輸送手段に係る貿易統計のデータの交換を、両税関当局の間で体系的に、かつ、定期的に行うよう努める。
- 2 税関手続に関する小委員会は、貿易統計のデータの交換のための実際的な取決め（情報のインタフェース並びにデータの処理及び伝達に係る技術仕様であって、交換するデータの要素、保護及び秘密性その他のデータの交換に係る事項を定めるものを含む。）を詳細に討議し、及び決定する。

第十条 文書の閲覧

要請当局が特別に指定する職員は、被要請当局の同意及び被要請当局が課す条件の下で、被要請当局の官署において、当該官署が保持する関連する書籍、記録その他の文書又は情報媒体を閲覧し、当該書籍、記録その他の文書又は情報媒体の関連部分を複写することができる。

第十一条 監視

被要請当局は、その利用可能な資源の範囲内で、次の事項について情報提供及び特別な監視を行う。

- (a) 要請当局が属する締約国の関税領域において関税法令違反を犯したことについて要請当局により知られている又は疑われている者（特に被要請当局が属する締約国の関税領域を出入りする者）
- (b) 要請当局が属する締約国の関税領域に向けて輸送される規制物品である疑いがあると要請当局により通知された輸送中又は蔵置中の物品
- (c) 要請当局が属する締約国の関税領域において関税法令違反をなす行為のために使用されたことにつき要請当局により疑われている輸送手段

第十二条 質問への立会い

被要請当局が要請当局の要請に同意する場合には、要請当局が特別に指定する職員は、被要請当局が課す条件の下で、被要請当局が自国の関税領域において行う質問に立ち会うことができる。

第十三条 税関手続に関する小委員会

1 基本協定第四十九条の規定に基づき、税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の職員で構成する。

(a) 共同議長として、日本国財務省及びインド消費税・関税庁の職員

(b) インドについては、消費税・関税庁の職員及び特例的な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

(c) 日本国については、財務省及び外務省の職員並びに特例的な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

2 小委員会は、両締約国政府の合意により、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第三章 ビジネス環境の整備

第十四条 ビジネス環境の整備に関する小委員会

1 基本協定第二百二十四条2(b)に規定する問題であつてビジネス環境の整備に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）が取り組むものには、次の事項を含めることができる。

(a) ビジネスに関連する規則、行政上及び司法上の手続並びに行政上及び司法上の決定における透明性の向上

(b) 行政上の手続を簡素化し、及び迅速にするための措置

(c) 両締約国における事業活動を円滑化するための方法

(d) ビジネス環境に関連するその他の問題

2 基本協定第二百二十四条5に規定する小委員会と関連する他の小委員会との間の協力の方法には、次の事項を含めることができる。

(a) 小委員会の会合の結果を関連する他の小委員会に伝達すること。

(b) 関連する他の小委員会から意見及び勧告を求めること。

(c) 関連する他の小委員会の構成員を協議のために小委員会の会合に招請すること。

第十五条 協議グループ

- 1 基本協定第二百二十五条1の規定に基づいて設置される協議グループは、次の(a)及び(b)の者で構成する。
 - (a) インドにおける協議グループについては、インド政府の関係当局及び在インド日本国大使館の代表者
 - (b) 日本国における協議グループについては、日本国政府の関係当局及び在日本国インド大使館の代表者
- 2 適当な場合には、協議グループは、次の(a)及び(b)の者を招請することができる。
 - (a) インドにおける協議グループについては、独立行政法人日本貿易振興機構、インド日本商工会及び日本国の民間部門の関係団体の代表者並びに関連するインドの地方政府の代表者
 - (b) 日本国における協議グループについては、日本国及びインドの民間部門の関係団体の代表者
- 3 協議グループは、次の事項を任務とする。
 - (a) 次条1(e)の規定に基づいて連絡事務所が報告する所見を必要に応じて考慮しつつ、当該協議グループが設置されている締約国のビジネス環境の整備のための方法及び手段について討議すること。
 - (b) (a)に定める任務に関し、小委員会に対して所見を報告すること。
- 4 各協議グループは、その協議グループのいずれかの締約国政府の代表者の要請に基づき又は小委員会の

指示に従って、会合する。

第十六条 連絡事務所

1 基本協定第二百二十六条1の規定に基づいて各締約国において指定される連絡事務所は、次の事項を任務とする。

(a) 自国の法令その他の措置であつて、他方の締約国の企業の事業活動に悪影響を及ぼすおそれがあるものに関する当該他方の締約国の企業からの苦情及び照会を受領すること。

(b) 自国の関係当局に対し、(a)に規定する苦情及び照会を送付すること。

(c) 苦情を申し立て、又は照会を行った企業に対し、自国の関係当局からの回答を送付すること。

(d) 自国の関係当局と協力して、(a)に規定する企業に対し、必要な情報及び助言を提供すること。

(e) 小委員会及び自国における協議グループに対して所見を報告すること。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国政府は、他方の締約国に所在する団体であつて当該他方の締約国の連絡事務所と自国の企業との間の連絡を円滑にするものを指定することができる。

3 1及び2の規定は、一方の締約国の企業が他方の締約国の関係当局に直接接触することを妨げ、又は制

限するものと解してはならない。

第四章 協力

第十七条 協力の範囲及び形態

この章においては、基本協定第三百三十条の規定に従い、相互に特定した分野における協力の範囲及び形態について規定する。

第十八条 環境

環境の保全及び改善を目的とした環境の分野における協力の範囲及び形態には、特に、次の事項を含めることができる。

- (a) 持続可能な開発を促進し、及び気候変動に対処すること。
- (b) 政策、法令等に関する情報を交換すること。
- (c) 人材養成及び能力の開発を促進すること。
- (d) 研修の機会を増大させること。
- (e) 専門家の交流及び現場視察を奨励し、及び円滑にすること。

- (f) 環境に関連する問題に関する国際的な場における互恵的な協力を促進すること。
- (g) 両締約国政府が相互に合意する協力のその他の形態に関すること。

第十九条 貿易及び投資の促進

貿易及び投資の促進の分野における協力の範囲及び形態には、特に、次の事項を含めることができる。

- (a) 投資に関する情報を提供するポータルサイト、出版物その他の形式を通じ、両締約国の貿易、投資及び事業に関連する法令、ビジネス環境等に関する情報を交換し、及び共有すること。
- (b) 持続的な貿易及び投資の促進に関する活動（例えば、貿易及び投資の使節団、ビジネスに関するセミナー、ウェブサイト上の広報、メディアを通じた交流並びに貿易見本市）を組織し、及び当該活動について協力することを通じ、貿易及び投資の機会及び可能性についての啓発を促進すること。
- (c) 専門家の交流を行い、及び両締約国間の投資を促進するための専門家の部会を設置すること。
- (d) 両締約国政府が相互に合意する協力のその他の形態に関すること。

第二十条 公共基盤

公共基盤の分野における協力の範囲には、経済特別区の開発、空港その他の民間航空の基盤の近代化、高

速道路、大衆高速輸送システム、港湾及び海運の近代化、高速鉄道網並びに大規模な工業団地を含めることができる。この分野における協力の形態には、特に、次の事項を含めることができる。

- (a) 政策、法令等に関する情報を交換し、及び共有すること。
- (b) 公共基盤の開発及び運営に関する専門知識及び最良の慣行を交換し、及び共有すること。
- (c) 公共基盤の分野への参加を促進するための広報行事を開催すること。
- (d) 両締約国政府が相互に合意する協力のその他の形態に関すること。

第二十一条 情報通信技術

情報通信技術の分野における協力の範囲には、ブロードバンドネットワーク、移動通信、電子政府、情報セキュリティ及びユビキタス・コンピューティングを含めることができる。この分野における協力の形態には、特に、次の事項を含めることができる。

- (a) 政策、法令等に関する情報を交換し、及び共有すること。
- (b) 公的部門と民間部門との間の協力を促進すること。
- (c) 情報通信技術に関連する事項に関する国際的な場における協議及び協力を促進すること。

- (d) 両締約国政府が相互に合意する協力のその他の形態に関すること。

第二十二條 科学技術

科学技術の分野における協力の範囲には、ナノサイエンス、ナノテクノロジー、ロボット工学、バイオテクノロジー及び自然科学を含めることができる。この分野における協力の形態には、特に、次の事項を含めることができる。

- (a) 学術セミナー、研究集会、会合その他の形式を通じ、両締約国の研究機関の間の情報の交換を奨励し、及び容易にすること。
- (b) 共同研究開発を奨励すること。
- (c) 科学技術に関連する国際的な場における協力を促進すること。
- (d) 両締約国政府が相互に合意する協力のその他の形態に関すること。

第二十三條 エネルギー

エネルギーの分野における協力の範囲には、炭化水素資源、熱エネルギー（石炭）、再生可能なエネルギー、エネルギーの転送、エネルギー効率及び省エネルギーを含めることができる。この分野における協力

の形態には、特に、次の事項を含めることができる。

- (a) 情報を交換し、及び経験を共有すること。
- (b) エネルギーの供給を確保するための協力を促進すること。
- (c) 共同調査及び共同研究開発を奨励すること。
- (d) 両締約国のエネルギー会社の間で合弁事業を促進すること。
- (e) エネルギーに関連する国際的な場における協力及び調整を促進すること。
- (f) 両締約国政府が相互に合意する協力のその他の形態に関すること。

第二十四条 観光

観光の分野における協力の範囲及び形態には、特に、次の事項を含めることができる。

- (a) 両締約国の観光に関する機関の間において情報を交換し、及び経験を共有すること。
- (b) 観光の分野における人材養成、能力の開発及び技術協力を促進すること。
- (c) 主要な旅行業者、旅行代理店及び旅行に関するメディアに対し、下見のための旅行を企画することを奨励すること。

(d) 研究集会及びセミナーの開催を促進し、並びに観光を促進するためのその他の活動を共同で組織すること。

(e) 両締約国政府が相互に合意する協力のその他の形態に関する事。

第二十五条 繊維

繊維の分野における協力の範囲及び形態には、特に、次の事項を含めることができる。

(a) 繊維の分野における協力（例えば、情報の交換、専門知識の共有、人材養成、投資及び合併事業の奨励並びに事業取引あっせん事業）のためのセミナー、研究集会及び会議の開催を奨励すること。

(b) 市場アクセスの促進に関する活動（例えば、貿易見本市及び展示会）を組織し、及びそれらの活動について協力すること。

(c) 両締約国政府が相互に合意する協力のその他の形態に関する事。

第二十六条 中小企業

中小企業の分野における協力の範囲には、経営、供給及び流通の経路並びに中小企業に関連する適当な金融政策を含めることができる。この分野における協力の形態には、特に、次の事項を含めることができる。

- (a) 情報を交換し、並びに経験及び最良の慣行を共有すること。
- (b) 中小企業のための人材養成及び能力の開発を促進すること。
- (c) 研修の機会を増大させること。
- (d) セミナー、研究集会、貿易見本市及び展示会の開催並びに協力網の形成のための機会を設けることを容易にすること。
- (e) 両締約国政府が相互に合意する協力のその他の形態に関すること。

第二十七条 保健

保健の分野における協力の範囲には、公衆の衛生、保健制度の運営、保健のための資金調達及び保健事業、遠隔医療並びに保健に関する技術を含めることができる。この分野における協力の形態には、特に、次の事項を含めることができる。

- (a) 保健制度、保健基準等に関する情報を交換し、並びに経験及び専門知識を共有すること。
- (b) 保健の分野における人材養成及び能力の開発を促進すること。
- (c) 研修の機会を増大させること。

- (d) セミナー、研究集会及び会合の開催を促進すること。
- (e) 共同研究開発及び共同事業を奨励すること。
- (f) 保健に関連する世界的及び地域的な問題であって相互に関心を有するものに関する国際的な場における協力、協議及び調整を促進すること。
- (g) 両締約国政府が相互に合意する協力のその他の形態に関すること。

第二十八条 娯楽及び情報

娯楽及び情報の分野における協力の範囲には、映画、アニメーション、テレビ及びラジオの番組、文化的な興行及び実演その他娯楽産業及び情報産業に関連する事項を含めることができる。この分野における協力の形態には、特に、次の事項を含めることができる。

- (a) 両締約国の関係団体間で情報を交換し、並びに経験及び慣行を共有すること。
- (b) 娯楽及び情報の分野における研究集会、セミナー及び行事（例えば、映画祭及び展示会）の開催を促進すること。
- (c) 他方の締約国において開催される娯楽及び情報に関する行事への訪問及び参加を促進すること。

- (d) 記録映画等の共同制作を奨励すること。
- (e) 両締約国の娯楽産業及び情報産業についての啓発を促進するための普及活動を組織することを奨励すること。
- (f) 専門家（例えば、報道関係者、制作者及び創造的な芸術活動に従事する者）の交流を奨励すること。
- (g) 両締約国政府が相互に合意する協力のその他の形態に関すること。

第二十九条 冶金

冶金の分野における協力の範囲及び形態には、特に、次の事項を含めることができる。

- (a) 冶金の分野における基準等に関する情報を交換し、及び経験を共有すること。
- (b) 両締約国の貿易関連団体及び経済団体の間の連携を確立し、及び協力網を形成すること。
- (c) 両締約国政府が相互に合意する協力のその他の形態に関すること。

第五章 最終規定

第三十条 実施

この取極は、両締約国政府により、基本協定及び両締約国それぞれにおいて効力を有する法令に従って、

かつ、各締約国政府の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第三十一条 目次及び見出し

この取極の目次並びにこの取極中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この取極の解釈に影響を及ぼすものではない。

第三十二条 改正

この取極は、両締約国政府の合意により改正することができる。両締約国政府は、いずれかの締約国政府の要請に基づき、この取極の改正について相互に協議する。

第三十三条 効力発生

この取極は、基本協定の効力発生の日に効力を生じ、基本協定が有効である限り効力を有する。

第三十四条 紛争解決

基本協定第十四章の規定は、必要な変更を加えた上で、この取極の第二章及びこの章の規定の解釈又は適用から生ずる両締約国政府間の紛争の解決について準用する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの取極に署名した。

二十十一年二月十六日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

前原誠司

インド共和国政府のために

アーナンド・シャルマ